



令和5年度 中井町

臨時

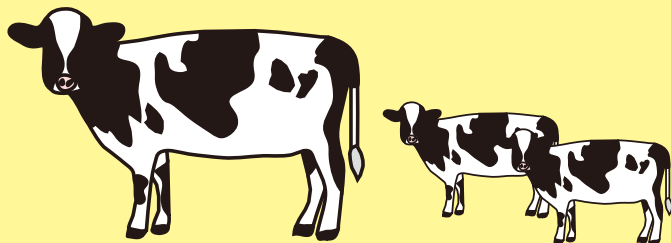
# 営農継続

申請額上限

10万円

対象経費の1/10補助

## 支援金



申請期日（必着）

令和6年2月15日まで

詳細は裏面をご覧ください

中井町 HP



問い合わせ先

中井町産業振興課

☎ : 0465-81-1115

mail : sangyou@town.nakai.kanagawa.jp

## 対象者

次の要件をすべて満たす個人又は法人

- (1) 町内に住民登録がある個人又は町内に主たる事務所を有する法人であり、営農していること。
- (2) 令和4年の年間農産物販売金額が15万円以上で、確定申告をしている方。

## 支援額

令和4年分の所得税青色決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）又は決算報告書（法人）に記載されている

**※経費の1割以内。支援上限10万円。**千円未満切捨て。

※経費：肥料費、飼料費、農薬衛生費、動力光熱費、荷造運賃手数料の合計

## 申請期限

令和6年2月15日（木）まで（必着）

## 申請書類

申請には次の4つの書類が必要です。

1. 申請書（指定様式）及び誓約書（指定様式）

※ 町ホームページからダウンロードできます。申請窓口にも用意しています。

2. 令和4年分の所得税確定申告書等の写し

①個人：令和4年分所得税青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）の写し

②法人：事業年度分の法人税確定申告書、直近の決算報告書の写し及び製造原価報告書の写し

※ e-taxによる申告の場合、受信通知（メール詳細）も必要です。

3. 振込先口座の通帳の写し

※ 金融機関名、店名、種別、口座番号、口座名義人等が確認できるページの写しを添付してください。

※ ネット銀行の場合は、振込先の内容を確認できる画面の写し

4. 令和5年4月1日以降も営農していることが分かる書類の写し

※ 最近の肥料等の領収書や納品書、出荷伝票等の写し

## 申請方法

中井町役場産業振興課に、直接または郵送にて。

【お問合せ・書類送付先】

〒259-0197 中井町比奈窪 56

中井町役場産業振興課 宛

電話：0465-81-1115（直通）

窓口受付時間：8時30分～17時15分